

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

南部方面管理事務所管理棟冷却塔修繕

## 2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

## 3 随意契約理由

今回、修繕する空調設備は、南部方面管理事務所管理棟の建築付帯設備であり、管理棟の執務室系統および会議室系統等に使用しているが、台風21号の影響により冷却塔本体ケーシング外板及び充填剤が破損し、冷房機能が著しく低下している状況になっている。

管理棟の執務室は、市民や業者等が各種申請及び相談や打合せで日々多数来庁しており、このままでは市民サービスを低下させることとなり業務の執行に支障をきたすため修繕を要する。

本設備は、三菱電機（株）が設計製作したもので、取替え部品も他社で製作しておらず、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕は、部品の調達及び修繕を迅速に対応でき、三菱電機（株）から冷却塔の修理、点検等のアフターサービス業務を移管されている上記業者に随意契約方を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局南部方面管理事務所管理課

## 随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度複合型ガス濃度測定器（道路・河川管理用）修繕

2 契約相手方

新コスモス電機株式会社

3 随意契約理由

複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される共同溝・道路排水ポンプ場内排水ピット等の道路及び河川施設内での作業において、酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定する機器である。

本件は当機器の繰返し使用によって各センサー・フィルター等の部品が消耗することによる誤作動等を回避するために、機能点検、部品の取替を行うものである。

新コスモス電機株式会社は当機器を製作し、製作会社独自の技術を用いた機能点検、部品取替及び部品の調達が可能で唯一の業者である。

以上のことから、新コスモス電機株式会社を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部工務課

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

千島公園詰所屋根ほか2ヶ所修繕（緊急）

## 2 契約の相手方

株式会社平林建設

## 3 随意契約理由

本修繕は、台風21号の影響により、千島公園の詰所の屋根等及び入口門扉、当事務所車庫の窓ガラスが破損したものである。

今般、千島公園の屋根が破損し、このまま状態では、雨漏りにより建物内部にある空調機や照明器具等の電気設備に被害が波及すること及び、千島公園詰所の門扉が損傷したことにより敷地内に人が侵入する懸念があること、また八幡屋公園事務所車庫の窓ガラスの破損による強度不足により建物自体が損傷する懸念があることや損傷箇所より人が侵入する懸念があることから、早急に修繕する必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築での登録を有し、かつ部品調達等、本修繕に迅速に対応できるため上記業者に随意契約を行うものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

## 5 担当部署

建設局西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

## 随意契約理由書

1 案件名称 渡船船舶（さざなみ）修繕（緊急）

2 契約の相手方 株式会社 南進造船所

3 随意契約理由

現在 8 隻ある小型船を使用している渡船場は、4 箇所ありうち 1 渡船場については、早朝のラッシュの時間帯には 2 隻運航をしているため必要な小型船は最低 5 隻必要で予備船は 3 隻である。

今回台風 21 号の影響により、渡船船舶「さざなみ」に民間所有の船舶が接触したため乗降口ドア、船尾防波板等が損傷し使用できないため修繕を行うものである。また、台風以前に予備船 2 隻の船舶を港湾局直営の機械工場に定期点検を出していたが台風被害を受けているためまだ修繕の目処が立たない状況である。

当該船舶は必要最低限の隻数で運航管理をしている予備船であり、運航中の船舶が故障等のトラブルが発生すると渡船の運航を中止することになり、利用者に多大な影響が出ることになることから早急に修繕をする必要がある。

修繕するにあたり、当初小型船に接触した海洋開発興業株式会社の船舶普通期間保険「第 5 種条件」で調整をしていたが、台風 21 号の影響による潮位は異常な高さになったことにより保険の適用外となることとなり、この時期に修繕することとなった。

業者の選定にあたっては、物品種目「39 船舶・航空機・鉄道」と委託種目「01 船舶等保守点検」を登録している業者全てに確認したところ上記業者以外は修理が出来ないと辞退されたため、過去に修繕実績があり、本修繕の迅速な対応が可能であることから随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署 建設局 西部方面管理事務所 河川・渡船管理事務所

## 随意契約理由書

- 1 案件名称 : 桜川抽水所外 2 か所現場操作盤電気設備修繕
  
- 2 契約の相手方 : (株) 大同電機製作所
  
- 3 随意契約理由 : 今回修繕する桜川抽水所外 2 か所現場操作盤電気設備は、桜川抽水所、津守下水処理場、千島下水処理場を安定稼働させるための重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある老朽化した構成部品を取替等修繕するものである。

本設備は(株)大同電機製作所が設計製作したもので、修繕にあたっては、製作会社としての技術と経験を必要とし、取替等作業に当たっては、当該設備を熟知する必要がある、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある他社にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社である(株)大同電機製作所のみである。
  
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
  
- 5 担当部署  
建設局 西部方面管理事務所 設備課

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

建設局市岡工営所ボイラー設備真空温水ヒーター修繕

### 2 契約の相手方

株式会社ヒラカワ

### 3 随意契約理由

今回修繕するボイラー設備は、市岡工営所4階のボイラー室に設置しているもので、ボイラーの給湯運転が作動しないため確認したところ、ボイラーの真空温水ヒーター缶体および動力盤、マイコン、その他真空部品等に故障が発生しており、給湯温度が上昇せず浴室等に給湯できない状態となっている。市岡工営所のボイラーは2基で運転する仕様となっているが、現在は1基のみで運転をしており、過重な負荷がかかっていることから現状のままではこの1基に修理不能な故障が発生する恐れがある。工営所における現場業務は発汗や粉塵等を常時伴う業務であるため、職員の衛生管理上において洗体設備は労働安全衛生法の観点においても必要不可欠であり早急に修繕する必要がある。

上記業者は本ボイラーの製作会社であり、取り扱い部品も他社では製造しておらず、修繕するボイラーの機能を熟知しており故障の原因を速やかに特定し修繕することができ、修繕後の一貫した責任と保証を持たせることができる唯一の業者である。

よって、地方自治法第234条、同法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから上記業者との随意契約を依頼します。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

西部方面管理事務所 管理課

## 随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

道頓堀川水門外1監視制御装置修繕

2. 契約の相手方

株式会社安川電機

3. 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門および東横堀川水門の監視制御装置は、水門を安定的に稼働させるための設備であり、日常運転における高い信頼性を維持させるために、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は、(株)安川電機が設計製作したもので、取替部品も他社では製造しておらず、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。

よって、修繕後の性能について責任を明確にできるのは、製作会社である上記業者のみである。

以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

## 随意契約理由書

1 修繕名称

靱公園ほか2公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、靱公園・元町中公園・愛染公園の複合遊具について修繕をおこなうものである。

現在、靱公園の複合遊具は木材使用箇所が腐朽している。元町中公園の複合遊具は三角デッキが腐朽し、またゴムチップ舗装は接着面から離れ、亀裂が入っている。愛染公園の複合遊具は滑り台の降り口に亀裂がある。

来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。

また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所

大阪城公園事務所